

00365

鳥取縣公報

昭和十七年五月十五日
第千三百三十三號

全覽

本書ノモリハ國定規格A5判

告示

鳥取縣告示第二八十二號

價格等總指令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル陶磁器ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年五月十五日

鳥取縣知事 土肥米之

兵庫縣産マルウ電機高販賣價格

品名	單位	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
大燃マルウ電機(薪用) 高一尺四寸以上	一組	三、五〇	四、九〇
同 部分品上輪	一箇	〇、九五	一、三〇
同 中輪	同	一、六〇	二、三〇
同 下臺	同	〇、九五	一、三〇
小燃マルウ電機(薪用) 高一尺二寸三分以上	一組	二、九〇	四、〇五
同 部分品上輪	一箇	〇、七五	一、〇五

同 中輪	同	一、三五	一、九〇
同 下臺	同	〇、八〇	一、一〇
特大マルウ電機(薪用) 高一尺六寸以上	一組	五、〇五	六、八〇
同 部分品上輪	一箇	一、四〇	一、九〇
同 中輪	同	二、二五	三、〇〇
同 下臺	同	一、四〇	一、九〇
別入マルウ電機(薪用) 高一尺六寸五分以上	一組	五、八〇	七、八〇
同 部分品上輪	一箇	二、二〇	二、九〇
並製マルウ電機(炭用)			
同 部分品上輪 一號	一箇	〇、八五	一、一五
同 二號	同	一、一〇	一、五〇
同 三號	同	一、四〇	一、九〇
同 下臺	同	一、五〇	一、九〇
漆塗製マルウ電機(炭用)			
同 部分品上輪 一號	一箇	一、一〇	一、五〇

鳥取縣公報 每週曜日發行

(休日ニ當ル) 時ハ翌日

昭和十七年五月十五日 第千三百三十三號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

00366

鳥取縣告示第百八十三號

本表價格ハ賣主店先又ハ賣主倉庫渡價格トス

鳥取縣中小商工業再編成協議會規程左ノ通り定ム

昭和十七年五月十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣中小商工業再編成協議會規程

第一條 時局ノ要請ニ基キ中小商工業再編成ノ急速ナル實施促進ニ資スル目的ヲ以テ關係機關ト連絡ヲ圖ルト共ニ實情ニ即セテ有效適切ナル對策ノ樹立ニ必要ナル事項ヲ協議スル爲鳥取縣廳内ニ鳥取縣中小商工業再編成協議會ヲ置ク

第二條 本協議會ハ前條ノ目的ヲ遂行スル爲知事ノ諮問ニ應ジ左ノ事項ヲ調査審議ス

- 一 企業ノ整理統合ノ實施ニ關スル一般事項
- 二 共助主体間ニ於ケル共助額ノ均衡化其ノ他共助施設ノ整備ニ關スル事項

職業轉換ノ指導斡旋ニ關スル事項

- 四 其ノ他中小商工業再編成實施ニ關スル事項
- 第三條 協議會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第四條 會長ハ知事之ニ當ル委員ハ若干名トシ管内ニ於ケル左ニ掲グル者ノ中ヨリ知事之ヲ命ジ又ハ委嘱ス

- 一 商會組合、工業組合、商工會議所其ノ他産業經濟團體代表者
- 二 重要産業ノ事業主
- 三 關係官公吏
- 四 大政翼贊會關係者
- 五 其ノ他學識經驗アル者

第五條 協議會ニ必要ニ應ジ部會ヲ置ク

部會ハ縣單位ノ商業組合、工業組合、同聯合會等中必要アルモノニ付又ハ業種別若ハ地域別ニ一又ハ數組合ヲ單位トシテ之ヲ設ク

第六條 部會ハ部會長及部會委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第七條 部會長ハ經濟部長ヲ以テ之ニ充ツ

部會委員ハ若干名トシ會長ノ指名スル委員及左ニ掲グル者ノ中ヨリ知事之ヲ命ジ又ハ委嘱ス

一 關係商業組合、工業組合又ハ同聯合會等ノ役職員

關係官公吏

三 大政翼贊會關係者

四 其ノ他學識經驗アル者

商業再編成ニ關スル部會ニ限リ鳥取縣商業報國本部推進隊關係者中必要ナル者ヲ部會委員ニ加フルコトアルベシ

第八條 部會ハ左ノ事項ヲ調査審議シ會長ニ之ヲ報告スルモノトス

一 當該商工業ニ於ケル新企業体制ノ整備確立ニ關スル事項

二 當該商工業者ノ統合調整ニ關スル事項

三 職業轉換ヲ爲スベキ者ノ決定ニ關スル事項

四 轉廢業者ニ對スル共助ニ關スル事項

五 轉廢業者ニ對スル職業轉換ノ指導斡旋ニ關スル事項

六 其ノ他當該商工業ノ再編成ニ關スル事項

第九條 會長ニ於テ特ニ重要ト認メタル事項ヲ除クノ外部會ニ於ケル審議決定事項ヲ以テ協議會ノ決議ト爲スコトヲ得

第十條 協議會ニ幹事及書記ヲ置ク

第十一條 幹事及書記ハ關係官公吏、工業組合中央會鳥取縣支部及商業組合中央會鳥取縣支部職員又ハ鳥取縣商業報國會本部推進隊關係者中ヨリ會長之ヲ命ジ又ハ委嘱ス

第十二條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ會長ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第十三條 幹事中若干名ヲ常任幹事トス

第十四條 常任幹事ヲ以テ常任幹事會ヲ組織シ隨時之ヲ開會シテ協議會ノ圓滑ナル運営ニ資ス

第十五條 幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ掌理ス

第十六條 書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十七條 本規程第十條乃至第十六條ノ規程ハ部會又ハ部會長ニ之ヲ準用ス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鳥取縣告示第百八十四號

度量衡法施行令第六條ノ二ニ依リ左ノ通特殊販賣者名簿ニ登錄セ

昭和十七年五月十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 氏 名 中 原 健

二 登錄 番號 第叁拾六號

三 登錄年月日 昭和十七年五月七日

四 營業所位置 東伯郡倉吉町大字大正町一、〇七九番地

鳥取縣告示第百八十五號

00367

00368

米子市畜産組合ニ對シ大山定期牛馬市場廢止ノ件昭和十七年五月十五日付認可セリ

昭和十七年五月十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣告示第二百八十六號

昭和十七年二月十三日鳥取縣告示第八十三號(暴利行為等取締規則第一條第二項及第三項ノ規定ニ依ル指示ノ件)中左ノ通告改正ス

昭和十七年五月十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 販賣スル物品ノ名稱中「自動車球」ノ次ニ「寫眞電球閃光電球」ヲ加フ

二 指示事項中「小賣業者」トアルヲ「前項電球販賣業者」ニ改メ「但シ廢電球ヲ供出シ得ザル場合ハ」ノ次ニ「一般需要者ニ在リテハ」ヲ「之ニ準ズル者ノ證明書」ノ次ニ「業務上電球ヲ使用スル者ニ在リテハ」所屬組合ノ證明書」ヲ加フ

鳥取縣告示第二百八十七號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ鳥取縣產菜豆類及豌豆類ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年十一月十九日鳥取縣告示第九百七號ハ之ヲ廢止ス

昭和十七年五月十五日
鳥取縣知事 土 肥 米 之
鳥取縣產菜豆類及豌豆類最高販賣價格

一 菜豆類	品 目	販賣業者最高販賣價格	小量賣價格
	大 福	一俵(一呎)賣價 正味六〇貯當(俵入又ハ呎入)	一升賣價 六五
	大 手	二四、二〇	六五
	長 鶉	一四、二〇	六六
	美 瑛	一九、一二	五六
	鶴 金	一六、三四	四四
	紅 金	一六、九四	四八
	ビルマ 隣元	一五、九四	四二
	二 豌豆類	一五、三四	四四
	品 目	販賣業者最高販賣價格	小量賣價格
	青 豌豆	一俵(一呎)賣價 正味六〇貯當(俵入又ハ呎入)	一升賣價 六二
	赤 豌豆	二〇、六四	六二
		一六、九四	四九
			四九

00369

以上ヲ販賣スル場合ノ買主最寄省線(運帶社線ヲ含ム)各驛貨車乘渡價格ヲ謂ヒ、小量賣價格トハ一口一俵(一呎)未滿ノ小量賣ヲ爲ス場合ノ賣主店先渡(容器代及包裝費ハ賣主負擔)價格ヲ謂フ

本表ニ掲グル價格(小量賣價格ヲ除ク)ハ種子用ノモノニハ之ヲ適用セズ

鳥取縣告示第二百八十八號

昭和十七年四月三十日左ノ國民健康保險組合ノ設立ヲ認可セリ

昭和十七年五月十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 組合ノ名稱 高麗村國民健康保險組合
- 二 事務所ノ所在地 西伯郡高麗村大字妻木字里防五四四番地
- 三 組合ノ地區 西伯郡高麗村

彙 報

健民運動ニ乳幼兒

生れた子供は一人も失はず
大東亞建設要員として育成

(衛生課)

大東亞戰爭完遂の爲に皇國民族永遠の若さを保つて行かうとして、去る五月一日から八日まで健民運動が展開され、その目標の中に母子保健の問題が取り上げられた。

今次の我が國未曾有な對米英戰に戦ひ抜き勝ち抜いて、大東亞共榮圈の建設を成し遂げて行く爲には、優良健全なる日本人が極めて多量に必要なことはいふまでもない。今單に戰爭遂行の爲の産業要員だけについて見ても、前歐洲大戰當時に要した産業要員の數は第一線に立つ國防兵員の二倍乃至三倍に達したといはれるのであつて、今次大東亞戰爭に於て全支那からタイ・ビルマ・マレー・東印度諸島を始め、對豫・對印と日本面積に幾十倍する廣域に

00370

互の大策戦、日滿共同防衛の爲の滿洲の警備や第三國への不動の態勢に要する兵員の外に、これに要する軍需物資生産への要員、占領地に於ける宣撫治安から重要物資生産確保の爲の要員、そして國內的必需物資への生産上の要員等、考へて見れば我が日本國民の數はいくらあつても足りないわけである。

これが爲に政府は曩に我が國の人口對策を樹立して、昭和三十五年までに内地人口一億を目ざして、全國結婚平均年齢三ヶ年を早めて男子二十五歳女子二十歳、一夫婦五子生産を目標とし、一面結核・性病等の撲滅を期して死亡率の低下を圖ると共に國民の保健鍊成並に生活の合理化を行ひ、又優生法の公布等によつてその資質の向上を企圖してゐるのであつて、吾々國民は單なる個人的な問題以上に、この偉大な國家發展の盛時に生れ合せた光榮ある義務として國策に協力し、互に砥礪して皇國民の質と量との向上に努めねばならぬのである。

健民運動に於ては既に記す如く數項目の目標が取り上げられてゐるが、中でも母子保健の徹底については、母性たり又母性たるべき一般女性の充分なる覺醒と努力を必要とし、特に近來出生率低下の傾向と、乳幼児死亡率の世界一といふ不名譽なる状態にある我國の現状として、乳幼児保護の問題、極めて喫緊の事柄と

いふべきである。

我が國の死亡率の中でその主体を占めてゐるものは實に乳幼児の死亡率であつて毎年二十數萬を算し、特に下痢及び腸炎に因る死亡率は歐米文明諸國の十倍乃至二十倍に達するといふ有様であつて、斯の如きは人的資源の喪失といふ點からも由々しき大問題といはねばならぬ。

抑々乳幼児の死亡率については、先づ最も大切なことは母性の教育の必要であつて、結婚・妊娠・出産育児に關する母性の知識の缺亡がその原因となることは甚だ多い事實である。近時女子學校教育に於て母性教育につき特に留意せられる傾向にあることは洵に喜ばしい次第であるが、一般社會事象として妊産育児に關する迷信の打破、乳兒營養、離乳の時期及び離乳期の營養方法等留意矯正すべき點が甚だ多く、又性病特に梅毒に關する知識の授與が必要である。

母性及び乳幼児の保護に關しては政府でも種々その措置がとられ、社會各方面に於ても追々考慮が拂はれてゐるのであるが、尙一層の努力を拂つてその保健上の障礙となるやうな慣習の是正がなされねばならぬ。殊に母性が社會的公共的に活動するについて、

00371

は時局關係のことであつても母性保護及び育児上苟くも障礙を及ぼすが如きことのないやう留意を要する。又劇場・映畫館・諸種の會合等多數混雜する場所に乳幼児を運行することは甚だ危険であるから注意しなければならぬ。

適當なる注意がなされなかつた爲に、防ぐことの出来る死を防ぎ得ないで悲歎を重ねてゐる親が如何に多いことか、かゝる小さな世間の隅の小さな事實が積り積つて、乳幼児死亡二十數萬といふ恐るべき結果を來すのである。

世間には自然淘汰の考へから、弱い子供が早く死んで強い子供が残るのだから、富國強兵の意味からさほど意に介しなくともよいといふやうな考へを持つ者も皆無ではないやうであるが、早く死んだから弱かつたとあきらめた乳兒の中にも、危機を切り抜けて將來強い國民になり得る者も數多くあるのである。現在社會の第一線に丈夫で働いてゐる人達の中にも、幼い時に弱くて到底育つ見込がないといはれた人も少くないのである。

又貧困はしばしば母性や乳幼児の体力を粗末にする。しかし富裕は常に母性や乳幼児の体力を向上せしめるであらうか。寧ろ彼等の中には洗練されない寵愛の結果、暖衣飽食無爲の習慣に乳幼兒の時代から染つて、弱くなつてゐる例も決して乏しくないの

ある。

吾々はこゝ暫くは續くであらう出生率の減少による國家の被害を少しでも軽くして、大東亞建設要員確保の爲に萬難を排して、生れ出づる乳幼兒を一人でも失つてはならないのである。

甘藷の栽培手引の

挿植は本月中旬に

(農務課)

甘藷苗挿植の好期になつた。遅くなつて六月に入ると收穫が激減する結果を來すから五月中には極力挿植を終るやうにせねばならない。こゝに挿植の要領を記して縣民各位の増産勵行を期待する次第である。

(一) 苗の採り方

五月中旬になつて苗の長さが一尺位に達すれば、露のない折を選んで鎌で苗の基部二節位を残して摘み取る。搔取り苗は病害の危険もあり、あとの種藷の芽立ちを悪くするから必ず鎌又は鎌で丁寧に摘み取らねばならない。初回採收苗を一番苗といつて組織の充實もよい。採苗後追肥を

00372

施せば二番苗、三番苗として幾回も採收することが出来る。苗を採つたらウズブルン八百倍液に苗の基部を十五分、ウズブルンが手に人らねば四十七八度の温湯に十五分浸漬消毒して日蔭で水を切り、そのまま挿植してもよく又三―四日納屋の蔭所に横げ貯蔵した後挿植してもよい。但し水分が三十一パーセント以上減じては却つて不良な結果となる。

(二) 整地

休閒地はなるべく深く耕して土地を膨軟にし、丁寧に地均しをして畦巾二尺乃至二尺五寸とし、深さ約三寸の作溝を掘つて基肥を施して畦立をし、麥の畦間に挿植する場合は麥の立毛中に、麥の作條日受けの側に作溝を掘つて基肥を施した後土を密せて挿畦とする。

挿畦はなるべく高く設けた方が排水や採光をよくし、従つて土中の温度が昇り、發根發育を良好にする。

(三) 肥料

桑園跡地のやうな肥沃な土地では莖葉が繁茂し過ぎて諸の形成が少なく、品質をも損ずることがある。このやうに莖葉分の比率が多い土地に植える場合は加里分をしつかり補給して著しく收量及び品質を高めることが出来る。一般の土壤でも甘藷の増收には加里分の増量が最も肝要であつて、三要素の比率は大體窒素が一

―二貫、磷酸二―三貫、加里三―四貫の程度とし、特に堆肥・草木灰の自給肥料を主体として増收を圖るべきである。

(四) 挿植

本縣では氣温が攝氏十五度以上に達するのは大體五月中旬であるからこれを挿植適期とする。六月上旬になると少くも二割内外の減收となり、それより遅れると著しく收穫を減ずるから主として五月下旬に挿植し、やむなく遅れても六月上旬には挿植を終るやうにせねばならぬ。

挿植の密度は品種・時期・土質・肥料・苗の供給状況等に支配されて一律には決定が困難であるが、大體次のやうな標準による。

(反當苗本數)

畦幅	株間	一尺二寸	一尺
二尺五寸	三、六〇〇本	四、三二〇本	
二尺	四、五〇〇	五、四〇〇	

甘藷は深く植えて早く活着させることが増收上最も大切であるから、壤填土では芽苗を成るべく改良水平挿とし、火山灰土や砂質土では深さ一尺位の船底挿とし、畦の方向に併行して先端三寸ばかりを露出させて基部の節を覆土し、草から出た葉は地中に埋めぬやう必ず地上に出して置かぬと蔓の發育を遅くして收穫を減

00373

なほ挿植のとき最も必要なのは土壤の濕氣であつて、畦をこしらへてから久しくたつと畦が乾燥して活着が悪くなるし、發根發育の影響が多くなるから、乾燥する場合は活着するまで時々灌水する必要がある。

(五) 管理

枯れた苗や不良株の補植は成るべく早くする。遅くなつては殆んど効果がない。

生育の初期、挿植後十五日乃至二十日の内に除草を兼ねて軽く中耕を行ひ土壤を軟くし、又地温を高めることが大切である。中耕が遅れると根を損傷し、又乾きすぎて收穫を減ずるから、麥類間作の場合は刈取後直ちに麥株を耕起すると同時に淺く中耕を行ひ、畦間の溝を作つて排水をよくし、甘藷の株際側部に土寄せを行ひ、他作物のやうに畦の上に土を盛り上げぬやうにする。中耕は一回で充分である。

除草の必要なことはいふまでもないが、常に早目に行つて種子が熟せぬやうに注意せねばならぬ。

數蘖は増收と品質の向上に著しい効果があるから、麥稈を反當三百貫位中耕土寄せ全面に薄く敷く、特に乾燥し易い土地は絶對に必要である。

蔓返しは蔓からの發根を防ぎ、繁茂を抑制して増收を圖る目的を以て古來の習慣となつてゐるのであるが、今日のやうに地上部莖葉重量と根重量の相關關係が研究せられて合理的に栽培せられ又施肥も合理的に實行せられるやうになつては蔓返しは寧ろ有害無益である。發根を防ぎ蔓の整理をする意味で蔓の引上程度のこととは一回位行つてもよい。

(六) 病蟲害防除

本縣では幸にして未だ甘藷の病蟲害が甚しくないが、近時黒斑病・赤斑病・紫綫病・萎凋病・心腐病等發生の徴があるから油斷はならぬ。これらに對しては種貯蔵に當りウズブルン消毒、伏込前のウズブルン消毒、それから前に苗の探り方のごとくに書いた消毒を勵行せねばならぬのである。

害蟲では葉卷蟲・夜盜蟲・猿葉蟲等の虞のある場合は發生の初期に砒酸石灰液(水一斗に砒酸石灰二十五匁)を撒布して防除すべきである。

00374

馬鈴薯栽培 今後の措置

(農務課)

時局下食糧増産の先陣を承る馬鈴薯は各地で増植されて今發育の最盛期にあるが、何分にも生長期の短いものである上に、丁度麥刈や田植前の繁忙期に當つてゐるので、とかくその手入れが不十分でつい意外の失敗を來し、收量を激減する場合が多く切角の努力を無駄にする場合が多いから特に注意を望む。

(一) 發芽後の手入れ

發芽後放任すると芽の數が多く、莖葉は纖弱となり、疫病が發生しやすく、出來た薯は形が小さくて屑薯が多くなるから、一株に強健な主莖を一二本残して他はなるべく丁寧に芽を除くこと但し主莖から生じた分枝はその儘として置くがよい。發芽を初めた頃第一回中耕追肥を行ひ、土壤を膨軟にして根の伸長を助ける次で主莖七八寸に伸びた頃第二回中耕を行つて追肥し土寄せをする。土寄せは一回二二三寸程度に二回位行ふのであるが、初めは薄く次第に厚くする。土寄せが薄いと品位を損し、早魃を被り易く收量を減ずることがある。

先端に花蕾が着生すると薯の發育を損するから早く摘み去るがよい。その他除草に注意すべきは勿論、五月下旬から六月上旬頃早天がい續て根の活動を中止し、成育が鈍るやうな場合は夕方の土壤に濕氣を與へ、薯の肥大を促すこともあるが、日中の灌水は薯の腐敗を來す場合があるから注意を要する。

(二) 肥料

馬鈴薯は或る程度まで多く肥料を用ふるほど増收となるものであるが、殊に堆肥ならばその効果が多い。窒素成分はその効果が顯著であるが、與へすぎると莖葉が徒長して病害に對する抵抗力が弱り、澱粉量を減じ熟期を遅くし品質が不良となる。磷酸は吸収せられにくいものであるが其の効果は著しい。加里は莖葉を強健にし、澱粉の増加に重要なものであるから稍多く施す必要がある。

普通の土壤では反當窒素量三貫、磷酸四貫、加里二貫五百匁位の割合で、基肥を主体とする。施肥基準については前號に詳記してある。

(三) 病虫害防除

馬鈴薯を強健に育てると共に、莖葉四一五寸の頃から一週間乃至十日位を隔て、三三四回、六斗式石灰ボルドウ液又は銅製劑一號或は二號の一対度一石液を撒布すれば恐るべき疫病を防除する

00375

と共に二一三割の増收を得ることが出来る。

害蟲として偽瓢蟲が發生して莖葉を喰害することがあるが、この場合は發生の初期に砒酸石灰二十匁、大豆腰着劑五匁、水一斗液を撒布するか、或はボルドウ液を混用するもよい。蚜蟲發生の際は初期にデリス石鹼、粉末石鹼、除蟲菊劑等を使用してこれを徹底的に驅除するがよい。

(四) 收穫と貯藏

收穫は六月下旬頃、薯の外皮が固く締つて主莖が多少萎調し、葉色が稍々黄變して來た頃多少早めに行ふ。收穫が遅れると著しく薯の外觀を害するから注意せねばならぬ。

掘取りは晴天續きの土の乾いた日を選び、成るべく高温とならぬ早朝に行つて、四一五日間陰乾しを行つて選別し、空氣の流通がよく濕氣や鼠害の無い屋内に貯藏し、漸次自家用に供するとか或は農會の統制による出荷を行ふのである。

命令

西原邦夫

敍正入位 (四月十五日付)

地方農林技師 露木潤三

六級俸下賜

願ニ依り本職ヲ免ス

鳥取縣社會事業主事補 吉村泰之

社會事業主事ニ任ス

高等官八等ヲ以テ待遇セラル

鳥取縣社會事業主事ニ補ス

十二級俸下賜

學務部社會課勤務ヲ命ス (以上四月二十四日付)

農林主事補 宮内傳九郎

願ニ依り本職ヲ免ス

任鳥取縣廳

知事官房文書課勤務ヲ命ス

大分縣農林技師 石塚富太郎

地方農林技師ニ任ス

高等官七等ヲ以テ待遇セラル

鳥取縣農林技師ニ補ス

十一級俸下賜

經濟部農務課勤務ヲ命ス (以上四月二十八日付)

農林技師 田中信治

農林主事補ニ任ス

經濟部農務課勤務ヲ命ス

